

民法展開演習最終回到達度検証問題・解説

2018/01/18

【出題の趣旨】

保証債務と消滅時効の問題を基本として、無権代理・表見代理による消滅時効の成否、付従性、時効援用権者、利息制限法違反の効果など関連する問題を広く問うている。

【解説】

1 概要

(1) 請求原因

2010年7月4日、A B間の利息付消費貸借契約（以下、「本件契約」という）、A D間の書面による（連帯）保証契約、A C間の抵当権設定契約の各成立が認められ、貸付金元本債権、利息債権ならびに遅延損害金債権、および、これらを被保証債権とする保証債権、およびAの抵当権の発生が肯定される。その際、Eは、Bの経理部長として、CおよびDから代理権限を与えられ、B～Dを代理または代行して契約書に本人名を記名・捺印したと考えられる。

(2) 抗弁

Dには次の抗弁が考えられる。①Bの債務の時効消滅、②被担保債権額の縮減（利息債務の弁済消滅およびBの債務の制限超過利息充当による縮減）。①が成立すれば、Bの債務および付従性に基づきDの保証債務が消滅し、AのDに対する請求は棄却される。また、付従性に基づいてAの抵当権も消滅するので、Fの異議も認められる。

これに対して、①が認められない場合には、②の抗弁が認められても、元本債権やその遅延損害金債権は残るから、Dに対する請求はその限度で認容される。Aの抵当権も消滅しておらず、その設定登記（2010年7月5日）以後に甲につき譲渡担保権を取得したFに対して主張できるから、Fは、抵当権の実行を止めることはできない。

以下では、①②の順に検討する。

二 消滅時効の成否

(1) 時効期間

A Bはともに株式会社であり、本件契約に基づく貸付金元本の返還債権は、弁済期の翌日である2011年7月5日から起算される5年の商事消滅時効にかかる（会社法5条、商法522条）。A D間の連帯保証債務は、自然人Dが契約当事者であるが、Aにとって商行為に当たるので同様である。

(2) Bについての消滅時効の成否

Cは、Eを介してBのAに対する本件契約の利息相当額を第三者弁済し、借入期間を4回にわたって1年ずつ延長する合意をAと行っている。これがBの代理として有効であれば、消滅時効の起算点が新たな弁済期にずれるため、消滅時効は完成していない（Bの債務の承認としても評価されうる）。しかし、Eは、Cの依頼を受けてBの代理権があるかのように装って行動しているが、最初の行為の直前の2011年6月28日にCは解任され、Eも翌29日に解雇されているので、CやEにはBを代表・代理する権限はない。また、そのよ

うな行為を解任したCや解雇したEにBが個別に依頼した事実もない。それゆえ、Eの行為は無権代理行為であり、原則として、期間延長の合意はBには効果帰属しない。三で論じるように、Cは2011年5月31日に、本件契約について、BやDに迷惑をかけないように処理するとの覚書きを書いてDに手渡しており、利息相当額の第三者弁済はそのようなものとしてBにも効力が及ぶ（さらに求償権や弁済者代位権の放棄の意思表示とも解される）。しかし、そうだとすると、Cの物上保証人として弁済は、Bの債務およびC自身の責任を承認しているに過ぎず、B自身の債務の承認には当たらないから、Bの債務の消滅時効期間の進行に影響を及ぼさない（458条の準用する434条および457条1項それぞれの反対解釈）。Bの債務が時効消滅していれば、Bがすでに援用しているので（事実8）、Bは債務を免れ、消滅時効の抗弁により請求は棄却となる。

ただ、本件ではEには本件契約の締結に際して代理権が授与されており、112条の代理権消滅後の表見代理に該当し、Aが善意・無過失であれば、期間延長の合意がBに対しても効力を有する可能性がある。表見代理の成立が肯定される場合には、消滅時効の起算点が延長後の弁済期になるから、Bについて消滅時効は成立せず、Bに対する請求は認容される。本問では、Aは、Eによる利息弁済が滞った2016年7月になって初めて事態を知ったと思われ（事実6）、C・Eの無権代理行為について善意であったと思われる。しかし、過失の評価根拠または障害となる明確な事実は見当たらないため、表見代理の成否は判断しかねる。

（3）Dの債務の消滅

Bの債務が時効消滅している場合には、すでにBが消滅時効を援用しているので、Bは消滅時効の援用によって債務を免れ、連帯保証人Dも保証債務を免れる（保証債務の付従性）。*最後の補足も参照。

（4）Fの主張の当否

Fは、甲の後順位譲渡担保権者であり、F自身が独自の援用権を有するかどうか、判例からは明確でない。しかし、いずれにしても、Bにつき消滅時効が完成していれば、Bがすでに消滅時効を援用しているので、付従性によりAの抵当権も消滅する。Fは抵当権に基づく競売に対して異議を主張することができる。

三 被担保債権の縮減の抗弁

消滅時効が認められない場合であっても、DやFは、Aの被担保債権の額を争うことができる。

（1）利息債務の消滅

Cは、4年間にわたってEを介してBのAに対する本件契約の利息相当額をAに支払っている。物上保証人Cは、甲に対する抵当権の実行を避けるという点で利害関係を有する第三者であるため、Bに反対の意思があっても、第三者弁済を有効に行うことができる。そのため、Dが負う保証債務も、Fが覚悟すべき先順位抵当権者Aの被担保債権も、その分だけ減少していることを主張できる。

（2）Bの債務の制限超過利息充当による縮減

本件貸付金債権の利息や遅延損害金の約定は、利息制限法1条3号、4条の制限を超える部分が無効であり、Eを介したCによる弁済により、制限超過の過払金は元本に充当され

るため、延長2年間で元本額が減り、収受できる利息あるいは遅延損害金もさらに減り、元本は5年間でかなり少なくなる。

また、遅延損害金の約定40%は、15%（利息制限法1条3号）の1.46倍（同法4条）である21.9%の限度で有効である。遅延損害金は元本について生じることから、上記のように元本額が充当によって減じるため、現実が発生する遅延損害金も、相当小さくなる。

このような被担保債権の範囲の縮減は、DやFも主張することができる。

※補足

Bの債務について消滅時効が成立しない場合には、CやDの援用権を論じる必要はない。ただ、「保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない」との規定があり（460条2号ただし書）、授業中にその規定の有する意味について迷ったので、後から調べたことを補足する。通常の教科書では、説明がない問題なので、即日起案で書くには及ばない。

一般に、主たる債務者に対する弁済の猶予（支払期限の延長）は、「たとえ猶予がされている間に主たる債務者の信用が著しく悪化したために保証人の負担が増大したような場合であったとしても、」保証債務内容の加重にはあたらない、と解されている（『注釈民法』等を引用する潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）664頁注74）。そうだとすると、Bに対する本件の弁済の猶予について112条の表見代理規定が類推適用される場合には、DのAに対する保証債務についても弁済が猶予され、弁済期まではAがDに履行請求できない結果、起算点が繰り下がるので、Dの保証債務の消滅時効も完成しない。抵当権設定者Cの責任だけが消滅時効にかかることはない（こちらには396条の明文規定がある）。

460条2号の事前求償権は、「弁済期の到来後も債権者が主たる債務者に対して請求をしない場合に、放置すれば債務者が無資力になる危険があるが、債権者は保証人がいるために安心して請求しないか、または利息を稼ぐために長期間請求しないということが起こりうるため、保証人の利益を保護するため」に与えられたと解されている（潮見・前掲書714頁注189）。松岡個人は、高利債務の弁済の猶予は保証人の債務を実質的に加重しているのではないかと疑問に思う。しかし、通説と思われる潮見の見解によれば、460条2号ただし書は、事前求償権の保護のために置かれた特則としてのみの意味を有することになるのだろう。